平成２９年（フ）第１５号
茨城県土浦市中187番地184
債務者　**角**田　照代
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
茨城県神栖市知手中央９丁目５番19号　あまや荘２号
債務者　石川　　彰
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１１号
茨城県神栖市神栖３丁目１番16号
債務者　高木麻理子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１５号
茨城県神栖市波崎9530番地
債務者　神保　義和
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第６６号
千葉県八千代市大学町４丁目３番１号
債務者　畠山　堅一
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６７号
千葉県八千代市大学町４丁目３番１号
債務者　畠山みどり
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１号
千葉市花見川区犢橋町1613番地23
債務者　齋藤　照子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７７号
千葉県船橋市上山町２丁目420番地
債務者　田中佐知子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
千葉市花見川区西小中台２番18棟302号
債務者　盛合　**廣**光
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８５号
千葉県浦安市北栄４丁目17番30―503号　アジリア浦安
債務者　立石　里佳
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地282　ドリーミィ幕張203号
債務者　白鳥　清和
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１８号
千葉県八千代市村上1826番地20
債務者　伊藤ジェンマこと　イトウ　ジェンマガリャネス
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８２号
千葉県茂原市高師199番地３（ダイヤモンド茂原306）
債務者　樋口　隆純
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
新潟市南区西萱場243番地35
債務者　矢部ミナ子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
新潟市中央区花園１丁目３―12　新潟第一ホテル内、住民票上の住所茨城県常総市杉山868番地１　第２さくらレジデンスＢ―201
債務者　久保田このみ
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
新潟市南区鯵潟481番地４　グランシェールＢ202
債務者　美創ホームこと　森山　　創
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３号
新潟市東区紫竹６丁目25番１号　フレンド紫竹203号
債務者　大野　恭造
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部